

公的年金等からの 特別徴収制度のお知らせ

問合せ 市民税課市民税係（内線2682～2685）

**菟蒲・栗橋・鷲宮区域の65歳以上の皆さん
市・県民税の年金天引きが始まります**

65歳以上で久喜区域以外にお住まいの方の住民税は、これまで金融機関や市役所の窓口で納付していただきましたが（普通徴収）、10月からは、納税者が受給する年金から天引きされることとなります（特別徴収）。

対象となる方 4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方
対象となる年金 老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金などで、介護保険料が天引きされている年金
※遺族年金、障害年金などは対象外

天引きの対象とならない方

- ① 介護保険料が年金から天引きされていない方
- ② 老齢基礎年金等の額から所得税、介護保険料、国民健康保険税（または後期高齢者医療保険料）を差し引いた年額が、天引きされる住民税額より少ない方

- り少ない方
- ③ 老齢基礎年金の年額が18万円未満の方
- ④ 1月1日以後、転出等により市内に住所を有しなくなった方
- ⑤ 老齢基礎年金等を担保に借り入れをしている方 など

天引きが中止になる場合

- ① 天引きの対象となる年金を受けなくなった場合
- ② 転出・死亡した場合
- ③ 介護保険の特別徴収被保険者でなくなった場合
- ④ 年度途中で公的年金等に係る所得から算出される税額が変更となった場合

※天引きできなくなった分については普通徴収となるため、市から納税通知書が届きます。

